## 関第三配水池緊急遮断弁設置工事

機械設備工事

特記仕様書

亀山市建設部上下水道局上水道室

## 目 次

総則

機械設備工事

第1章 共通事項

第2章 緊急遮断弁

工事(共通)

### 総 則

## 第1節 一般事項

- 1. 本工事は以下に記載する工事を亀山市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書 (平成28年7月) 関係法規、一般仕様書、特記仕様書及び設計図書ならびに上 水道室監督員(以下監督員)の指示に従い、誠意を持って完全なる施工を行うもの とし、後記の関連法規及び準拠規格に違背しないように施工すること。
- 2. 本工事請負者は、一般仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、水道プラントとしての正常な機能を果たす為に施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
- 3. 本工事請負者は関係諸官庁に対する一切の手続きを代行すると共に、常に密接な 連絡を保ちそれぞれの使用に支障のないようにしなければならない。
- 4. 本工事の施工に当たっては機器製作図を提出し、係員の承認を得るものとするが、 仕様書の変更については監督員が認めた場合について行うことができる。
- 5. 本工事の完成にあたっては、当市検査監立会いのもとで機械設備に対して総合動 作試験を行うことがある。
- 6. 本工事について請負者は監督員の指示に従い、工事関係図書を2部作成し提出すること。これらに要する費用は請負者の負担とする。
- 7. 本工事竣工までの機器及び材料等の保管管理の責任は請負者によるものとする。
- 8. 本工事の施工にあたり、水道用水を供給する施設であることの認識を持ち、衛生的見地から十分注意を払うとともに、水質を汚染、汚濁する行為をしてはならない。
- 9. 本工事の納品機器及び材料の輸送等にあたっては、防湿、防錆、火災防止等の対策を講じ、輸送中損傷のないよう十分な処置を施すものとする。
- 10. 工事にあたっては、熟練した技術者および作業員を派遣して、誠実に工事を施工するものとする。
- 11. 本工事の施工に起因して、発注者の構造物及び機器類、あるいは第三者に損傷、 損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、請負者の負担で修理等を 行うこと。

- 12. 請負者は、工事施工にあたっては、既設設備に影響を与えないよう十分な養生を施すものとする。
- 13. 請負者は、工事完了後速やかに養生を撤去し、後片付け、清掃等を行うものとする。
- 14. 工事にあたっては、アイドリングストップの徹底等、環境負荷の低減に努めること。

### 機械設備工事

#### 第1章 共通事項

第1節 総則

- 第1条 本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書、三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月)、亀山市建設工事共通仕様書、関連図書等により施工する。
- 第2条 計画概要、本工事の概要及び指定部分工事は、下記のとおりとする。

## 本工事の概要

I	期	契約日より	プ平成30年2月23日
本工事(	の概要	緊急遮断统	弁設置 1基
分離発注	の有無	□有	無

#### 部分指定工事の概要

指定部分工事の有無	口有(完成期限 平成 年 月 日)
から (の子上 (いに) からに	☑無

- 第3条 既設施設を十分調査の上、既設施設の設計思想を理解し施設全体の機能が 十分発揮させるようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないよ うに機器製作、施工を行う。
- 第4条 本工事は、運用状態にある施設の工事であるため、十分な調査、準備及び 必要に応じた試運転等を行うこと。
- 第5条 試運転に必要なものは、請負者の負担において実施するものとする。

## 第2章 緊急遮断弁

## 第1節 緊急遮断弁

## 1. 緊急遮断弁

項目			備	考
1) 🗆	径	2 5 0 mm		
2)弁 形	式	横型バタフライ弁		
3)フラン	ジ	上水 7.5k		
4)材質・塗	装	F C D 450-10 内面エポキシ樹脂粉体塗装		
5)遮断方:	式	ウエイト式		
6)数	量	1基		
7)その	他	既設流量計室内の仕切弁間に取り付けるものとする。 ポテンションメーター発信機含む		

## 2 . 地震計

項目	1	<b>仕</b> 様	備	考
1)方	式	機械式 水平全方向		
2)設定震	度	150gal		
3)数	量	1基		
4)その	他	中部精機㈱SCG 相当品		

## 3. 緊急遮断弁操作盤

項目	<u></u>	備考
1)盤 構 造	屋外用 鋼板製自立型	
2)電源	単相 1 0 0 V 6 0 H z	
3)弁復帰装置	操作盤で遠隔復帰	油圧式又は 電動式
4)直流電源装置 又はUPS	停電保証 1 時間	弁復帰装置が電 動式の場合は手 動式を併用する こと。
5)感知方式	1 震度、2 流量、3 震度流量併用を 任意に選択できること	
6)流量警報設定	既設流量計からの信号により設定	流量信号は 4~20mA
7)自動中間停止	設定した開度で自動的に弁を停止で きること	中間開度は別途 協議を行うこと
8)警 報 等	全開、全閉、作動、中間停止、地震 感知、異常流量、無停電異常	
9)数 量	1面	
10)そ の 他	既設流量計室内の仕切弁間に取り付けるものとする。 弁開度計、RI変換器付	

### 工事(共通)

#### 概要

緊急遮断弁の設置にあたっては、既設配管および流量計の位置関係や役割を十分把握 して、無駄のないように行うものとする。

#### 施工方法

- 1. 緊急遮断弁や操作盤に必要な電気容量を確認し、関第3配水地内の既契約電気容量に不足が生じる場合は、速やかに監督職員に報告すること。
- 2. 緊急遮断弁設置に際し、1カ月前に設置日を決定し監督職員に報告すること。
- 3. 設置日までに、既設仕切弁の閉操作が行われたことを確認すること。
- 4. 配水流量計室に進入する際は、ガス検知器により入念に安全の確認を行うこと。
- 5. 既設配管内および既設利用する流量計等に異物が入り込まないように入念に養生を行うこと。
- 6. 運用中の施設であるため、施工にあたり運用に支障のないように十分注意する ものとし、機能停止時間は、最小限とする。
- 7. 試運転調整の方法は監督職員と協議を行い、決定すること。

N 0 .

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり	□ 調整項目 (□ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整 □ その他( 工事着手前に浄化槽の最終清掃を行うので工程調整すること )
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□       制限する工種名(       全工種       ) 施工時期及び施工時間(       8:30~17:00       )         施工方法(       )       ・
	□ 工期 □ 他機関との協議が未完了 □ 占用物件との工程調整の必要あり □ その他( )	加加は、機越手続きが完了後、契約の日から(
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所 (□ 別添図 □ ~ □ 別途協議)
	□ 仮設ヤードの有無	□ 完了見込み時期 (□ 平成 年 月頃 □ 別途協議)         □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他( いるのも) □ 別途協議)         □ 仮設ヤード(申期間( )
	□ その他( )	
公害対策関係	□ 施工方法の制限あり	(C 騒音 C 振動 C 水質 C 粉じん C 排出ガス C その他( ) コーン・ C
	□ 事業損失防止に関する調査あり	Mal
	その他(	Take   Take
安全対策関係	□ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通安全施設等の配置       ( □ 別途図面 □ その他( ) □ 別途協議)         □ 交通管理要員の配置       ( □ 別途図面 □ その他( ) □ 別途協議)
		] 指定路線以外 (全工区施工時2人以上配置(うち3 人員数の変更は原則行わないもの H本語の対象レオミ
	□ 近接公共施設等に対する制限	- 加工時間の制限
		・ 制限内容
	□ イメージアップ経費適用工事	の内容(率分)(の内容(種上)(
	□ その他 ( )	□ その他 (

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

N 0 . 2

			( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
条件及び内容	経路及び使用期間の制限内容(	使用期間及び借地条件 (	残土処分地 (□別添図等 □別添協議 □ その他(処分地未定につき相互協議 ) 運搬距離( 暫定8km ) 1	支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他( )))移設時期 ( □ 平成 年 月 頃 □ 別途協議) ) ) ) ) ) う がき くの他( ))
	2 ココココココ 経 使用安使そ	□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	<ul><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li>□□</li><li></li></ul>	<ul><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li></ul>
明示事項	<ul><li>□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり</li><li>□ 仮設道路の設置条件あり</li><li>□ その他(</li><li>□ こ</li></ul>	□ 仮設備の設置条件あり         □ 仮設物の構造及び施工方法の指定         □ その他(       )		
明示項目	工事用道路関係	<b>仮設備関係</b>	残土・産業廃棄物関係	工事支障物件関係

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

NO.3

条件及び内容	項目及び基準値( ) 制 調査項目( ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )	工法区分( 二重管ストレーナー工法 )、材料種類( 別紙参照 )、施工範囲( 別紙参照 )         削孔数量( 別紙参照 )、注入量( 別紙参照 )、その他(	再生材の種類(□ 再生 A S コン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂 ) 由生材が使用出来ない場合の措置(□ 新材に変更 □ その他 ( )□ 別途協議 百年コンクリート砂 (1購入先当たり1様体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する) 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名:基礎砂 ) 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 ) (認定製品の品名:基礎砂 ) [第定製品の品名:基礎砂 ) と重要品の品名: 認定製品の品名: (認定製品の品名 : ) (記定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること ) その他(六価クロム溶出試験の分析結果証明書を提出すること。)	保管場所 ( ) 数量 ( ) 数間 ( ) その他 ( ) ) との他 ( ) ) におく ( ) 数量 ( ) 引渡場所 ( ) その他 ( ) ) におく ( ) 引渡場所 ( ) ) に対して成 年 月 日)その他 ( ) ) に連携方法 ( ) 請負者で運搬 ( ) 引途協議 ( ) その他 ( ) ) ( ) 運搬方法 ( ) 運搬方法 ( ) 運搬配離 ( ) に運搬配離 ( ) に対して、 ( ) に対	三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を適用 (部分改訂を行った内容も含む(部分改訂 編」を適用「土木構造物設計マニュアル(案) その他(
	排水工(濁水処理 □ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり □ 項 を含む)関係 □ 水質調査等必要あり □ 計画 □ その他( □ その他( □ ・		再生材使用関係 □ 再生材使用の指定あり □ 再生材使用の指定あり □ 日 □ 日 □ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験) □ 日 □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品 □ 三 □ ○ 使用について □ 三 □ □ □ □ ○ その他(基礎砂使用にあたって) □ そ	そ の 他   工事用機材の保管及び仮置きの必要あ!   13.43発生品あ!   13.43発生品あ!   14.53   15.53	適用条件

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

N 0 .

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	<ul><li>□ 入札時 V E 方式</li><li>□ 契約後 V E 方式</li><li>□ 設計・施行一括発注方式</li><li>□ プロポーザル方式</li><li>□ 総合評価方式</li></ul>	<ul> <li>■契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。</li> <li>型約後にVE提案を受け付ける。</li> <li>細部設計の承認を受けなければならない。</li> <li>本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、責社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。</li> </ul>
電子約品	<ul><li>☑ 工事写真</li><li>□ 工事完成図書(工事写真含む)</li><li>□ 工事完成図書(試行)</li></ul>	<ul> <li>□ 工事写真は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、(□ 2部 区 ( 1 )部)とする。</li> <li>□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、 ( □ 2部 □ (</li></ul>
産業廃棄物		<ul> <li>立工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。</li> </ul>
工事カルテ作成・ 登録		②   三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交 換システム		<ul><li>☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。</li></ul>
県内企業優先使用	□ 県内企業優先使用	□  本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる    営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。 
不当介入を受けた 場合の消置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	<ul> <li>○ 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号)を受けた場合の措置について(1)受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。(3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</li> </ul>
工事実態調査	□   工事実態調査	□   三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約した場合は、工事実態調査に協力すること。 

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。